

# 業務委託契約書

●●（以下「甲」という）とローカル行政書士事務所（以下「乙」という）とは、甲の業務の委託に関し、次の条項により業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

## （目的）

第1条 本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議のうえ取り決めるものとする。

## （業務の内容）

第2条 甲は、次に定める業務（以下「委託業務」という）の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。  
(1) 住宅省エネ2024キャンペーン、各自治体補助金・助成金の申請代行業務ならびにそれに付随する一切の業務  
(2) その他甲乙協議のうえ決定された業務  
2. 前項に掲げる委託業務遂行についてのスケジュール、内容、実施方法等の詳細については、甲乙協議のうえ決定し、必要に応じて仕様書、手順書等を作成するものとする。  
3. 甲又は乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議のうえ、委託業務の内容、実施方法、業務委託料等を改めて決定するものとする。

## （善管注意義務）

第3条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

## （再委託）

第4条 乙はやむを得ない事由が発生し、業務を遂行することが困難になった場合、委託業務の全部または一部について提携する●●行政書士事務所に再委託することができるものとする。乙は甲にその旨を通知し、再委託を受けた●●行政書士事務所は乙に代わって、業務を遂行するものとする。

## （業務委託料および支払方法）

第5条 甲は委託業務に業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙「料金表」とおりとする。  
2. 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議のうえこれを改定できるものとする。  
3. 第1項の業務委託料は、当該月における本業務完了件数に料金表に定める単価を乗じた金額について毎月末締め翌月末支払とし、甲は、乙が別途指定する口座に業務委託料を振込んで支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

## （資料等の貸与）

第6条 甲は委託業務の遂行上必要な資料等を（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。  
2. 乙は甲より貸与された資料等を善良なる管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。  
3. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。  
4. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。但し、その際の費用は甲の負担とする。

## （秘密保持）

第7条 甲及び乙は本契約に際して、又は本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上の一切の情報および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

## （事故処理）

第8条 本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

## （損害賠償）

第9条 本契約の履行に関し、甲または乙が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に請求できるものとする。  
2. 本条に基づく損害賠償の額は、本契約に基づく業務委託料の金額を超えない範囲で、甲乙協議のうえ決定するものとする。  
3. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとする。

## （不可抗力）

第10条 天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部又は一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲及び乙は共にその責を負わないものとする。

## （契約の解除）

第11条 甲及び乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解除することができるものとする。  
2. 前項に基づく解除については、甲及び乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

## （契約期間）

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。但し、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

- 第13条 乙は、本業務において「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という)第2条第1項に定める個人情報(以下「個人情報」という)を取り扱う場合、個人情報保護法及びその他各種ガイドラインを遵守する。
- 乙は、甲から取り扱いを委託された個人情報の漏えい、滅失または毀損(以下「漏えい等」という)の防止のために、組織的、人的、物的および技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という)を講じなければならない。具体的な安全管理措置の内容については、甲乙協議のうえで別途定める。
  - 乙は、安全管理措置を徹底するため、個人情報の取り扱いに関する管理責任者を定めるものとする。
  - 乙は、甲から取り扱いを委託された個人情報について、本業務遂行の目的以外に使用してはならず、甲の事前の書面による承諾なく第三者に提供してはならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
- 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)であること
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
- 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. 乙は、本契約を履行するにあたり業務を委託する契約、原材料等を購入する契約その他本契約に関連する契約(以下総称して「関連契約」という)の相手方(以下「乙委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含む)が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
- 乙委託先事業者が第1項各号に該当することが判明したとき
  - 乙委託先事業者が自ら又は第三者を利用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき
5. 甲は、乙が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
6. 甲及び乙は、第3項又は前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

(協議事項)

- 第15条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

(紛争の解決)

- 第16条 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第17条 本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、承諾、解除等は、法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。但し、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が1部ずつを保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

甲

乙

## 【料金表】

項目	報酬	サポート内容
基本料金 予約申請+交付申請	各 15,000 円	オンライン申請代行 必要書類案内 期日管理 補助金無料相談 補助金情報の提供 等
制度併用申請	1 件：5,000 円	住宅省エネキャンペーンで複数制度併用申請する場合
工事明細情報入力	1 件：2,000 円	申請する工事 1 件につき左記料金追加
オプション	1 件：1,000 円	各種証明書取得代行 (履歴事項全部証明書(商業・不動産)・住民票等)